

島根県公共事業再評価 対応方針

作成日 平成30年8月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
17	<p>(事業名・地区名) 宍道湖流域下水道事業(東部処理区)</p> <p>(事業位置) 松江市、安来市</p> <p>(事業概要) 着手: 昭和49年度 完了: 平成38年度(予定) 計画人口: 164,040人 計画面積: 5,361.5ha 管渠: L=39,079m ・1号幹線L=12,470m ・2号幹線L=12,148m ・3号幹線L=5,225m ・4号幹線L=9,236m 終末処理場: 108,000m³/日 整備面積: 4,716.6m²(H28年度末) 整備率: 84.4%(H28年度末) 進捗率: 87%(H28末: 80%)</p> <p>(事業費) 87,554百万円</p> <p>(事業主体の根拠) 下水道法第3条第1項</p> <p>(再評価区分) 再評価実施後10年を経過している 未着工又は継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 土木部下水道推進課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度: 昭和49年度 用地着手年度: 昭和49年度 工事着手年度: 昭和50年度 完了予定年度: 平成38年度(予定) 経過年数: 44年(H30年度末)</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 宍道湖流域下水道事業(東部処理区)は、昭和49年度に都市計画決定、事業認可を経て、同年浄化センターの用地18.8haを買収し昭和50年度から浄化センター、昭和51年度には幹線管渠の建設工事に着手している。 昭和56年4月、旧松江市の87haをもって供用開始を行い、以降、昭和58年7月に東出雲町、昭和61年4月に旧玉湯町、昭和63年4月に旧安来市、平成12年5月に旧八雲村、さらに平成13年4月には旧広瀬町が供用開始している。 平成28年度末での整備面積は、松江市、安来市の区域のうち4,716.6haで全体計画に対する整備率は84.4%となり、事業費では87.2%の進捗率となっている。 宍道湖東部浄化センターでは、平成元年には宍道湖・中海が湖沼法の指定を受け、排水規制の強化が図られたため、窒素・リンを削減するために高度処理施設を導入するとともに、平成10年9月には、リン除去の安定化と再資源化を目的として、造粒脱リン装置を導入し、快適な都市環境の創出に努めている。 当浄化センターの計画水量は108,000m³/日、H29年度末能力は81,000m³/日(75%)となっており、今後H38年度完了に向けて流域関連公共下水道の進捗を勘案しながら随時対応していく計画であり、流域関連のそれぞれの処理区の整備率は、以下のとおりとなっている。 松江処理区: 90.8% 玉湯処理区: 81.4% 八雲処理区: 84.7% 安来処理区: 61.6% 広瀬処理区: 90.4% 東出雲処理区: 72.7%</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 下水道は居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、国民の生活水準を確保するための基本的な施設であるとともに、河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない施設となっている。 島根県においては、快適でゆとりと潤いのある生活の創出、河川・湖沼・海域などの水環境の向上及び水質保全を目的に整備を進めており、平成28年度末の下水道普及率は46.9%で逐次整備を進めているが、それでも全国(H28末全国平均78.3%)に比べると大きく遅れている。 当処理区は県内で初めて供用された区域で、流域関連市の整備も順調に進み、平成28年度末の下水道整備率も84.4%となっているが、湖沼水質特別措置法に指定され、閉鎖性水域である宍道湖・中海の水質(COD、窒素、リンの環境項目)が依然環境基準を達成していないことから引き続き整備が望まれている。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 平成23年には、処理場及び管渠施設の老朽化の問題や、人口減少、厳しい地方財政など社会情勢の変化に柔軟に対応するため、従来の構想を見直し、平成30年度汚水処理人口普及率を概ね8割とした「島根県生活排水処理ビジョン(第4次構想)」を策定し、汚水処理施設整備を進めている。 汚水処理施設の運営については、施設の統廃合などによる広域化・共同化や民間を活用した経済的、効率的な事業運営が一層求められており、本年度は、平成38年を目標年度とした、次期構想の策定を進めている。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 昭和56年度の供用開始以降、松江市、安来市の下水道処理人口普及率は全国水準を達成しており、既に重要なライフラインとして県民生活の中に浸透している必要不可欠な施設であり、引き続き下水道計画区域内の施設整備が求められている。</p>	<p>(費用対効果) 下水道整備に係る全体事業費用及び便益を算定し、施設の耐用年数等を用いて年当たりの費用及び便益に換算して比較する。 【現在算定中】 便益額: 577,878百万円 費用: 391,973百万円 費用便益費: 1.47</p> <p>(コスト削減・代替案等) ①コスト削減 施設の老朽化に伴う大量更新期の到来などを踏まえストックマネジメント計画を策定し、施設の状態を把握した予防保全管理を行うことでライフサイクルコストの削減を行う。また、これまで活用していなかった消化ガスを民設民営で設置した発電施設を有する企業に売却し、この収益を施設管理費に充てることで流域関連市の負担軽減に努めている。 ②代替案等 当流域処理区は人口が密集し下水道の面整備も進んでいるエリアであり、浄化槽など個別処理をした場合にはコスト高となるため、下水道事業以外の手法は不適である。</p> <p>(その他の効果) 公共用水域の水質保全 生活・居住環境の改善</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 下水道の整備によって清潔・快適で、高齢者や子供達が安心して利用できるトイレの設置が可能となる。 また、家庭から発生した生活雑排水が直接河川、湖沼、海域などの公共用水域へ流入しなくなるので、ハエや蚊の発生を防ぐと共に水棲生物の保護につながり、子供達が安心して川や海で遊べることに大きく寄与する。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 地震などの災害発生時に避難生活で困っている状況として、飲み水よりもトイレ問題と答える方が多いほど、下水道施設は生活を支える上でなくてはならない施設となっており、整備を行わないことで、衛生的な生活や自然環境の悪化などが発生し、健康的な生活ができなくなる。 水郷水都を代表し、全国に誇る宍道湖をはじめとする水環境や自然環境を保全し未来へ引き継ぐためには、河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質改善が重要であるが、その貴重な財産が消失し、定住促進や観光振興にも大きなダメージを与えることになる。</p>	<p>(方針案) 下水道施設整備に加え下水道施設の老朽化対策などの費用が必要となるが、施設の統廃合や事務事業見直しなどにより効率的、効果的な事業の推進を図り、事業完了に向けた確実な整備を行う。 また、下水道施設機能を発現するための取組みとして下水道出前講座を実施しており、接続率も確実に向上しているため、啓発活動についても引き続き実施していく。</p> <p>(継続・中止の理由) 下水道事業は生活環境の改善のみならず、河川浄化や宍道湖及び中海の水質改善など自然環境の水質保全を図る上で最も重要な施設である。 よって、事業の重要性及び必要性の観点から、引き続き整備を進める必要がある。</p>